（削る。）

（削る。）

（削る。）

（農業経営改善計画の認定基準）

第十四条　（略）

2　法第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）が農業経営改善計画が前項第二号若しくは第三号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は前項第二号若しくは第三号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第十三条の二第三項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

（同意市町村からの意見の聴取等の手続）

第十五条の二　法第十三条の二第三項の規定による二以上の同意市町村の意見の聴取は、当該二以上の同意市町村に係る農業経営改善計画の写しを送付してするものとする。

（農地利用集積円滑化事業規程の公告）

第十二条の十三　法第十一条の十一第五項の規定による公告は、同項に掲げる事項を市町村の公報に記載することその他所定の手段により行うものとする。

（農地利用集積円滑化事業規程の変更等の手続）

第十二条の十四　第十二条の十の規定は、法第十一条の十二第一項の規定による承認について準用する。

（農地利用集積円滑化事業規程の作成の手続）

第十二条の十五　法第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）が法第十一条の十三第一項の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、当該同意市町村の長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告しなければならない。

第十二条の十六　第十二条の十三の規定は、法第十一条の十三第四項の規定による公告について準用する。

（農業経営改善計画の認定基準）

第十四条　（略）

2　同意市町村が農業経営改善計画が前項第二号又は第三号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

（新設）

2　法第十三条の二第四項の規定による二以上の同意市町村への通知は、当該認定又は認定の取消しに係る書面の写しを送付してするものとする。

第十五条の三～第十五条の六　（略）

（利用権の設定等に関する要件が緩和される場合）

第十八条　農業経営基盤強化促進法施行令（以下「令」という。）第六条第五号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第四号又は第五号に掲げる場合であつて、法第十八条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつてはその者が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限り、第六号又は第七号に掲げる場合にあつてはその者が利用権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができると認められることとなるときに限る。）とする。

一　（略）

二　市町村、農業協同組合、一般社団法人（市町村が社員となつているものでその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるものに限る。）又は一般財団法人（市町村が基本財産の拠出者となつているものでその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。）（以下「市町村等」という。）のうち地域の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用の集積を図る目的をもつて農用地等を買い入れる事業を継続的に実施し

第十五条の二～第十五条の五　（略）

（利用権の設定等に関する要件が緩和される場合）

第十八条　農業経営基盤強化促進法施行令（以下「令」という。）第六条第五号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第四号又は第五号に掲げる場合であつて、法第十八条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつてはその者が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限り、第六号又は第七号に掲げる場合にあつてはその者が利用権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができると認められることとなるときに限る。）とする。

一　（略）

二　農地利用集積円滑化団体が第一条の四第二号に規定する農業構造の改善に資するための事業（法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業を除く。）の実施によつて利用権の設定等を受ける場合